

「第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）・
第7期国分寺市障害福祉計画・第3期国分寺市障害児福祉計画」（案）
パブリック・コメントの意見反映状況

1 意見の数

意見をお寄せいただいた方の数：7（個人7・団体0）

お寄せいただいた意見の数：29件

計画に反映する意見の数：7件

計画に反映済みの意見の数：2件

※ 「反映状況」について

有：計画に反映する意見

無：計画に反映しない意見

済：計画案に記載済みの意見

2 意見の概要

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|---|--|--|------|
| 1 | 【P27】第4章1-1-(1) ①福祉の総合相談窓口 | 「地域福祉コーディネーターが相談内容に関わらず包括的に相談を受けとめ」とあるが、どれだけの人があるのか。障がい者の問題は、医療・福祉・教育と複雑に関連し、包括的な支援が必要。市内の相談事業が逼迫しているからこそ地域福祉コーディネーターの役割が問われると感じているが、目標は「継続」で発展は見られない。重点事業だからこそその発展を希望する。 | 地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業は重要な取組であると認識しています。包括的相談支援体制の構築を図り、身近な圏域での相談体制の整備を進めることと合わせて、包括的相談支援体制の1つである福祉の総合相談窓口についても継続して取り組んでいきます。 | 無 |
| 2 | 【P28】第4章1-1-(1) ④教育相談事業 | 「保護者等の十分な理解を得るため」とあるが、教育相談事業の目的が適切な教育対応を可能にするために「保護者等の十分な理解を得る」ことなのか。子どもの障害や進路に納得できない保護者を教育相談という圧力のもと「説得する」というようなニュアンスに感じられる。「保護者等と協力して十分な教育効果をあげるため」という文言への修正を希望する。 | 子どもたちの様々な悩みや問題に対し、個別に相談に応じ、子どもたちの健全な発育を支援するために、教育相談を実施しています。目的が十分に伝わるよう文言を次のとおり修正します。 「特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、保護者や関係機関等と十分に連携し、支援を検討するなど、教育相談や就学相談の充実を図ります。」 | 有 |
| 3 | | 「基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修」とあるが、福祉・医療・教育の連携については、研修のみならず、より具体的な連携協議を行う機会を設定する必要があると思う。 | 研修のみならず、それぞれが主催する会議に双方から委員を選出したり、資源情報の共有を行う等、その他の手法による連携も継続的に進めていきます。 | 無 |
| 4 | 【P29】第4章1-1-(2) ②基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修 | 相談事業が逼迫する中、基幹相談支援センターによるサポートは益々重要になってくると考えられる。しかし、計画の内容が「研修」で、目標値も令和4年度実績と変化なしということに大きな違和感を感じる。研修が有益なら回数を増やすべきで、研修が負担なら、そのほかの有益なサポートを計画に盛り込むべき。基幹相談支援センターによる重層的な支援は、研修によって厚みを増すのか。 | 基幹相談支援センターでは、P70に記載のある相談支援事業所に対する「専門的な助言」及び「連携強化の取組」や、障害者地域自立支援協議会の運営を行うとともに、地域生活支援拠点及び重層的支援体制整備事業の一部事業を担うなど、様々な事業を実施して、当事者及び事業者への支援を行っています。P70の活動指標を「基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数」、「基幹相談支援センターによる相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」に修正します。 | 有 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|--|---|--|------|
| 5 | 【P30】第4章1-1-(2) ③教育・就学相談体制の整備 | 第4次特別支援教育計画とも関連付けながら、学校のみならず福祉・医療・教育の連携体制の構築を希望する。 | 「第2次国分寺市教育ビジョン」や「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」にも示されているように、関係機関との連携の強化を進めていきます。 | 済 |
| 6 | 【P31】第4章1-1-(3) ②事業者向け研修 | 計画の内容が「研修」で、目標値も令和4年度実績と変化なしということに大きな違和感を感じる。研修が有益なら回数を増やすべきで、研修が負担なら、そのほかの有益なサポートを計画に盛り込むべき。 | No. 4と同様 | 有 |
| 7 | 【P33】第4章1-2-(2)障害のある人の健康の維持・増進 | 取り組みの方向性が「リハビリテーション、運動に取り組める環境づくり」とあるにも関わらず重点目標は「歯科医療連携推進事業」と「こころの体温計事業」と「難病患者等言語リハビリ事業」の3点になっている。取り組みの方向性と計画が乖離している。 | 今回は実施計画の後期の策定にあたり、第4次障害者計画としては、令和3年度から8年度までの6年間の計画となるため、前期計画と同様の重点事業を設定し推移をみていきます。いただいた御意見については、次期計画策定時の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 8 | 【P35】第4章2-1-(1) ①こどもの発達センターつくしんぼの事業 | 指標が、相談・支援件数となっているが、相談した人の感想等相談後のアンケートも実施してほしい。件数だけでは質は見えてこない。また、発達障害に対する相談業務の拡充とあるが、国分寺市として、発達に何らかの悩みを抱える人が増えている現状をどう分析し、どう理解しているのか。発達障害とされる方々を一括りにせず、きめ細かい対応を望む。 | 相談については、就学前から18歳未満まで長期に及ぶことが多く、相談後のアンケート実施については、実施時期及び評価方法について研究が必要だと考えます。また、現在、発達に何らかの悩みを抱えつくしんぼに相談するケースは年々増加傾向にあり、その主訴は千差万別です。この状況を踏まえ、個別の悩みに応じた相談・支援の機会がどの程度提供できたのかを評価するため、件数を指標としました。なお、つくしんぼの事業については発達に何らかの悩みを抱える子どもとその保護者を対象としていることから、P35の重点事業①の説明を次のとおり修正します。「心身障害児や発育上、一時的に援助を必要としている児童に対して、適切な指導援助を行うとともに、保護者の相談を受け、支援の拡大を図ります。また、一貫した支援ができるようネットワークづくりを推進するとともに、こどもの発達に対する相談業務の拡充を図ります。」 | 有 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|------------------------------------|--|--|------|
| 9 | 【P35】第4章2-1-(1) ②児童発達支援センターの設置 | 目標値が「児童発達支援センターの設置」のみで建物ができあがれば目標達成となるのでは、中身がなさすぎる。また、「地域との連携を図り、切れ目のない支援を実施する拠点を整備する」とあるが、地域との連携とはどんなものか、切れ目のない支援とは具体的に何なのか、市としての考えを示してほしい。相談支援事業がアウトソーシングされると説明を受けている。全ての人が不安なく過ごせるよう、実行してほしい。 | ご意見を踏まえ、指標名及び令和8年度目標値を次のとおり修正します。指標名「児童発達支援センター設置事業における利用者満足度」、令和8年度目標値「90%以上」 児童発達支援センターの設置については、現行のつくしんぼの事業に加え、保育所等訪問支援や保育園・幼稚園等を利用している児童を対象とした並行通園による児童発達支援事業など、つくしんぼの事業を拡充した上で設置することを計画しています。また、地域全体で発達に悩みを抱える児童とその保護者を支えられるよう、保育園、幼稚園等への支援や各種研修会を行い、発達に関する知識の普及に努めます。なお、幼児期から就学期への切れ目のない支援については、就学支援シート等を活用し、本人の状況等について各支援機関に情報が途切れることなく支援できる環境を目指します。 | 有 |
| 10 | | 「児童発達支援センターの設置」について、「設置」だけではなく、取り組みの方向性にみあう目標を設定してほしい。 | 児童発達支援センターの設置については、現行のつくしんぼの事業に加え、保育所等訪問支援や保育園・幼稚園等を利用している児童を対象とした並行通園による児童発達支援事業など、つくしんぼの事業を拡充した上で設置することを計画していることから、目標値を設置しました。 ご意見を踏まえ、指標名及び令和8年度目標値を次のとおり修正します。指標名「児童発達支援センター設置事業における利用者満足度」、令和8年度目標値「90%以上」 | 有 |
| 11 | 【P36】第4章2-1-(1) ③障害児保育事業 | 市が運営する幼稚園がないため、保育所の項目での意見とするが、幼稚園を希望した場合にも、何らかの支援がほしい。幼稚園側は、障害を理由に入園を断わらなければならない現状もある。市内にある幼稚園に対しニーズを分析し、予算をつけ、希望する幼稚園に入園できるようにしてほしい。地域で幼児期を過ごせなくなり、障害があることを理由に、親子が友だちを地域で作る機会を奪うことにつながる。 | 障害をお持ちのお子さんを受け入れた私立幼稚園に対して、私立幼稚園等心身障害児教育事業費補助金を交付しています。引き続き、園が障害児を受け入れやすくなるよう、支援の充実に努めます。 | 無 |
| 12 | 【P37】第4章2-1-(2)生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進 | 指標を開催回数としているが、中身や参加者数、また参加した人の満足度や年齢分布なども分析してほしい。また、利用できない、していない人はどれくらいいてその理由は何であるかを知ることが重要だと思う。 | 事業の中身（質）、利用しない理由等数値として指標を設定することが困難なものがあります。いただいた御意見については、毎年実施する施策進捗状況評価の参考とさせていただきます。担当課で実施しているアンケートの分析結果等も踏まえて、重点事業の進捗状況の評価を行います。 | 無 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|---------------------------------------|---|--|------|
| 13 | 【P37】第4章2-1-(2) ①公民館における生涯学習の支援 | くぬぎ教室は18歳以上の知的障害者対象の余暇活動教室であるが、18歳未満の余暇活動も重要。スイミングや体操等を習わせたいと希望するも民間企業のスクール等には障害を理由に断られる例もある。民間で受入れが難しい現実を受け止め、市の事業として確立させていくべきではないか。例えば、恋ヶ窪の室内プールを使った水泳教室やけやき運動場の体育館を使ったスポーツ教室などを実施することは可能だと考える。 | P37の2-1-(2)重点事業①公民館における生涯学習の支援の中に「公民館障害者施策協議会を開催し、公民館事業における障害者の参加促進及び障害者にとって効果的な学習の場となるための環境整備及び支援体制に関することなどについて協議する」旨の内容が加わっており、子どもの参加可能な公民館事業についても公民館障害者施策協議会において、議論、検討を行います。 また、スポーツの機会の充実を図れるよう市や体育施設指定管理者の主催事業として、障害のある子どもも参加できる教室や、配慮の必要な子どもの受け入れについて検討を行います。 | 無 |
| 14 | 【P41】第4章4-1-(1) ①障害福祉ガイドブックの作成 | 障害福祉ガイドブックについては、必要な情報は載っているが、とても内容がわかりにくく最初に手にしたときに活用できるものではない。利用者の声を反映させながら、利用者目線のわかりやすい編集が必要だと思う。 | 御意見として承り、今後作成するにあたり参考とさせていただきます。 分かりやすい情報提供に向けて、引き続き研究していきます。 | 無 |
| 15 | 【P42】第4章4-1-(1) ②ホームページ運営・バリアフリー事業 | ホームページにおけるアクセシビリティの維持・向上に努力されていると理解している。おもに市内の障害のある人のニーズをくみつつ、総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」やデジタル庁の「ウェアアクセシビリティ導入ガイドブック」をもとに引き続きウェアアクセシビリティに取り組まれることに期待する。 | 御意見を踏まえ、引き続き情報アクセシビリティの維持・向上に取り組みます。 | 無 |
| 16 | 【P43】第4章4-2-(1)移動しやすい環境の整備 | 取り組みの方向性が「行きたい場所に行ける」とあるが、行きたい場所に行って活動するには、例えば道路のバリアフリーだけでなくトイレの仕様、ドアの仕様など様々な改革が必要。その意識が不足していると思う。 | P44の4-2-(1)重点事業②バリアフリーの推進では、令和8年度目標に国分寺市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの推進を設定しています。当該構想では、道路の他にも、公共交通、都市公園、建築物、交通安全等のバリアフリー化の具体的な計画を定める特定事業計画を策定しており、各事業のバリアフリー化を推進するとともに、「心のバリアフリー」の取組も進めます。 | 無 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|--------------------------------|--|--|------|
| 17 | 【P46】第4章4-3-(1)④災害時個別支援計画の策定 | 今回の能登半島の地震で、障がいのある子どもの避難等が非常に不安となった。要支援者の登録はもちろんだが、それぞれの要支援者の服薬や苦手なもの、保護者との連絡ツール等の個別シートの作成が必要と考える。P46の在宅で人工呼吸器を使用している方への個別支援計画の策定を障害者全員に拡大してほしい。 | 避難行動要支援者の個別支援計画については作成の方法や盛り込むべき内容等について引き続き研究します。 | 無 |
| 18 | 【P50】第4章5-1-(2)サービスを担う人材の養成と確保 | 人材の養成と確保とあるが、研修を行ったからといって人材が育つわけではないと思う。研修の必要性をしっかりと告知し、開催回数ではなく、受講人数を目標値として設定する必要があると思う。 | 今回は実施計画の後期の策定にあたり、第4次障害者計画としては、令和3年度から8年度までの6年間の計画となるため、前期計画と同様の指標とし推移をみていきます。いただいた御意見については、今期の障害者計画の結果検証し、次期計画策定時に検討いたします。 | 無 |
| 19 | 【P57】第5章2(1)施設入所者の地域生活への移行 | 「施設入居者については（中略）施設入所者数である70人の5%以上である4人を削減することを目指します」とあるが、「入居者を削減する」という言葉は、入居者に対してとても失礼な表現である。削減するのは入居者数であり、入居者ではない。また、本来目指しているのは、地域生活を行える人を増やしていくことであり、施設入居者を減らすことではない。 | 「施設入所者数については（中略）施設入所者数である70人の5%以上が減少している状態を目指します。」に修正します。地域生活への移行を進めていくことが本質であり、その結果として施設入所者数が減っていくものと考えています。 | 有 |
| 20 | 【P63～65】第5章2(4)福祉施設から一般就労への移行等 | 国分寺市の就労移行支援の福祉サービスは、人生で一度しか利用できないサービスであると同っているが、人生で一度しか使えないとなると今のタイミングでこのサービスを利用して良いか不安が出てしまう。精神障害者が就労移行支援の福祉サービスを複数回利用可能なように制度を整えてほしい。 | 必ずしも生涯一度しか利用できない訳ではなく、利用を希望する方の状況や適性に応じて、二度目のサービス利用を含めその方に合った支援内容を御提案しています。 | 無 |
| 21 | 【P63～65】第5章2(4)福祉施設から一般就労への移行等 | 就労定着支援事業所について、現在市内にはない状況が続いている原因は何なのか。 | 就労定着支援事業所を開設するためには、就労移行支援事業所等で、利用者のうち一定数が新たに就職したという実績が必要です。事業運営が3年未満の場合は、3人以上が就職した実績が求められます。市内の就労移行支援事業所は開設して間もない事業所が多く、開設に至っていませんでしたが、昨年11月に2事業所、1月に1事業所が新規開設されました。 | 無 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|--|--|---|------|
| 22 | 【P67】第5章2(5)障害児支援の提供体制の整備等 | 「児童発達支援センターを令和6年11月に設置する」とあるが、相談支援事業含めアウトソーシングの方針だと聞いている。アウトソーシングしていくことで人材を確保することだが、事業所では人材確保に苦しんでいる状況の中で人材を確保し、設置するというのは現実的なものか。市として、アウトソーシング先の事業者向けにどのような支援をしていくのかを具体的にしっかりと機能できるように体制づくりをしていただきたい。 | こどもの発達センターつくしんぼ全体のアウトソーシングについては、センター移行後3年を目途に、方向性を出すこととしており、相談支援事業所以外のアウトソーシングについては現状では決まっています。現在、相談支援事業所については民間委託事業者の選定に向けて進めていますが、民間事業者へ委託することで、民間ならではの専門性や運営のノウハウを活かし、児童を専門としてきたこどもの発達センターつくしんぼのノウハウと融合できるように、より障害児の相談支援事業の強化を図ることを目的としていますので、情報共有を密にしながら進めていきたいと考えています。 | 無 |
| 23 | 【P69】第5章2(6)相談支援体制の充実・強化等 【P75】第5章3(4)相談支援 【P79】第5章4(2)障害児相談支援 | 放課後等デイサービスを利用したくとも、相談が受けられず、保護者が計画を立てているとの話を聞くが、解決の方法が具体的には書かれていない。P75, P79の方策の部分に、「新規事業者の新規参入を働きかけ、参入促進を図る」とあるが、その具体的な方法はどのようなものなのか。相談支援事業が喫緊の課題となっている原因を究明し、根本的な対策が必要。相談支援専門員が足りず、既存の相談支援事業がパンクしている現状を見直し、具体的な取り組みを計画に反映してほしい。 | 事業所連絡会や事業所の新規開設相談等の機会を捉えて、既存のサービス提供事業者等に働き掛け等を随時行っています。また、これまでも相談支援事業所連絡会等で相談支援体制の拡充・強化について検討しましたが、新たに既存の事業者等とプロジェクトチームを立ち上げ、現状分析及び課題抽出を行い、具体的な取組を検討していきます。 | 無 |
| 24 | 【P74】第5章3(3)居住系サービス | グループホームだけでなく、自立して一般住宅に住みたいという要望に応える施策も明記していただきたい。市に居住支援協議会などを設置し、行政と不動産業と市民団体等が連携して進める仕組みが必要である。 | 基幹相談支援センター及び地域活動支援センターで居住に関する相談を受けており、施策としてはP83に記載のある住居入居等支援事業を実施しています。居住支援協議会については、市内で活動する居住支援法人や不動産事業者等との意見交換を重ねていくと共に、先進自治体の事例の把握等も行いながら、現状を踏まえ最適な対応について住宅部門と福祉部門で連携して、研究していきます。 | 無 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|---------------------|---|---|------|
| 25 | 【P78】第5章4(1)障害児通所支援 | 「利用実績及び利用者数をもとに見込量を設定します」とあるが、実績ベースでの算出ではなく、ニーズがどのくらいあるかも把握してほしい。市内には保育所等訪問支援ができる事業所が一つしかない故、実際に支援に結び付けられるケースが少なくなってしまうと思う。保育所等訪問支援に準ずるような、直接支援、間接支援ができるような仕組みを後押しするような取り組みをしてほしいと思う。 | 各サービスのニーズについては、アンケート調査や相談支援等により把握に努めております。保育所等訪問支援の利用については、児童の支援者から保護者に御案内するケースが多いと考えますので、改めて制度の周知を行ってまいります。 また、市独自の事業として、こどもの発達センターつくしんぼでは、つくしんぼ利用者の申請に基づき、保育所や幼稚園への訪問を行ったうえで、園の職員に対して、本人の特性や支援方法について助言を行う訪問支援事業を実施しています。 加えて、市内保育施設を対象に保育の質の維持・向上を図るための研修等の事業を提供する基幹型保育所システム事業において、相談員が各保育施設に赴き、発達の知識や技術の教授を交えながら職員に対してアドバイスを行う巡回相談を実施しております。 | 無 |
| 26 | 【P79】第5章4(2)障害児相談支援 | 「市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。」とあるが、新規参入促進のための具体的な施策はどのようなものがあるか。またそれによって、新規参入の見込みは数字で表すとどのくらいになるか。そのあたりを、市民に具体的に説明してほしい。 | 事業所連絡会や事業所の新規開設相談等の機会を捉えて、既存のサービス提供事業者等に働き掛け等を随時行っています。また、これまでも相談支援事業所連絡会等で相談支援体制の拡充・強化について検討しましたが、新たに既存の事業者等とプロジェクトチームを立ち上げ、現状分析及び課題抽出を行い、具体的な取組を検討しています。これらの取組により、P28に記載のとおり、令和4年度実績で12事業所（令和5年度末では10事業所となる見込み）だった相談支援事業所を令和8年度末までに14事業所に増やすことを目標としております。 | 無 |
| 27 | | 見込み量確保のための方策にある「新規事業者の参入促進」、「研修に関する情報提供」は、具体的な確保のための方策とは言えないと考える。これまでも新規参入がなかったから現在の危機的な状況が生じていると思う。現状を市としてどう考えているのか。 | 相談支援事業所及び相談支援専門員の不足は、市としても非常に憂慮すべき事態であると考えています。これまでも相談支援事業所連絡会等で相談支援体制の拡充・強化について検討しましたが、新たに既存の事業者等とプロジェクトチームを立ち上げ、現状分析及び課題抽出を行い、具体的な取組を検討していきます。 | 無 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|------|--|--|------|
| 28 | | <p>全体として、新規事業者への参入促進としての具体的な支援策が書かれておらず、全ての計画の実現可能性に非常に不安を覚える計画である。特に、障害児が増えてきている中で、障害者福祉事業への期待は大きい。もっと現場の具体的な課題に目を向け、解決に進んで行けるような計画を立てていただければと思う。</p> | <p>新規事業者への参入促進については、事業所連絡会や事業所の新規開設相談等の機会を捉えて、既存のサービス提供事業者等に働き掛けることによって、市内の事業所は年々増加していますが、事業所が不足しているサービスもあるのが現状です。今後も引き続き、障害のある人のご家族、障害者団体、事業者等の御意見を伺いながら、課題解決に向けた施策に取り組みます。</p> | 無 |
| 29 | 【全体】 | <p>「障害のある人」という表現が多数使われているが、それは「障害の個人モデル」の考え方によるものだと思う。「障害の社会モデル」が一般的になってきている中、障害は個人にあるのではなく社会側にあるという前提のもとでの表現の方が適正ではないかと考える。基本理念にも、「障害とともに」とあるが、障害は個人ではなく社会の側にある。ぜひ、個人に障害があるという個人モデルではなく、社会モデルをベースとした計画づくりをしていただきたい。</p> | <p>市として、障害の社会モデルの考え方を根底に持ちながらハード、ソフトの事業を進めることが重要と考えています。引き続き計画づくりにも考え方を取り入れます。</p> | 済 |